

## 平成30年度がん患者の仕事と治療の両立支援モデル事業公募要項

### 1. 目的

がん患者の治療と仕事の両立支援については、がん相談支援センターへ社会保険労務士などを配置する事業を開始したことにより、労務の面においてもがん患者の就労相談が行えるようになったが、いまだ十分ではない。

このような状況を踏まえ、がん患者自身や就労支援に携わる者が、がん患者のおかれた事情を総合的に把握するためのツールとして、患者の治療、生活、勤務情報等をまとめた「治療と仕事両立プラン」を策定し、当該プランを活用することにより、がん診療連携拠点病院において、がん患者の治療と仕事の両立支援の推進を図ることを目的とし、国が財政的支援を行うものである。

### 2. 応募の資格

以下の全ての要件を満たす団体であること。

- (1) 都道府県がん診療連携拠点病院、地域がん診療連携拠点病院、特定領域がん診療連携拠点病院、国立がん研究センターのいずれかであること。
- (2) 自施設における就労に関わる相談支援件数が概ね年間50件以上であること。
- (3) 自施設における苦痛のスクリーニングに就労に関する項目が含まれており、1人の患者に対し外来・入院で複数回実施していること。

### 3. 事業内容等

- (1) がん相談支援センターに、「両立支援コーディネーター」の研修を受講した相談支援員を専任で配置し、個人ごとの状況に応じて「治療と仕事両立プラン」を策定し、当該プランを活用した就労支援を行う。

なお、当該事業における「治療と仕事両立プラン」は、厚生労働科学研究費補助金がん対策推進総合研究事業（がん政策研究事業）「働くがん患者の就労継続及び職場復帰に資する研究」で作成した「仕事とがん治療の両立お役立ちノート」を用いることとする。

#### (2) 実施期間

実施通知後から平成31年3月31日までとする。

#### (3) 予定補助事業者数

本事業における補助事業者数は、7事業者の予定である。

#### (4) 各事業者間の連携と情報共有

本補助金において支援を受ける事業者においては、各事業者間の連携を確保し、就労支援の効果的かつ効率的な実施に関する情報共有を行うこと。

#### 4. 対象経費等

経費の補助については、別に定める「感染症予防事業費等国庫負担（補助）金交付要綱」に基づいて行われるものである。

今回の事業計画の作成に当たっては、補助対象経費は以下を予定している。

##### (1) 計画所要額

予算の範囲内で国庫補助が行われるため、補助額は計画所要額を下回る場合があるので留意すること。

なお、補助額は、概ね4百万円の予定である。

##### (2) 補助対象経費

報酬、給料、職員諸手当（通勤手当、期末・勤勉手当）、共済費（保険料）、会議費、旅費、需用費（図書購入費、消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託費、借料及び損料及び備品購入費

#### 5. 留意事項

- (1) 事業の実施目的及び期待する成果が明確で、適切な事業計画が策定されていること。
- (2) 事業内容に即した所要額見積もりであること。
- (3) 経費については社会通念上相応の単価を用い、事業内容に照らして適切な員数、回数、数量等を見込んで積算すること。ただし、これによりがたい相当の理由がある場合には、その理由や積算の考え方などを記した書面を計画書に添付すること。
- (4) 補助対象事業について、他の機関からの補助を受ける場合にあっては、本事業にかかる経費から他の補助金を控除した額を上限とすること。
- (5) この事業を実施するにあたっては、厚生労働科学研究費補助金がん対策推進総合研究事業（がん政策研究事業）「働くがん患者の就労継続及び職場復帰に資する研究」に協力し、効果を高めるものとする。

#### 6. 応募方法

1 団体 1 事業のみの応募とする。

##### (1) 提出書類

- ・がん患者の仕事と治療の両立支援モデル事業計画書（様式1）に必要な事項を記入の上、以下の文書を添付する。
- ・団体概要（様式2）
- ・事業計画書（様式3）
- ・所要額内訳書（様式4）
- ・その他

定款（寄付行為）、前年度事業報告書、財産目録、貸借対照表の写し  
なお、提出書類は、原則としてすべてA4コピー用紙両面刷りによる

こと。

## (2) 提出先

厚生労働省健康局がん・疾病対策課（以下「厚生労働省」という。）に、平成30年5月25日（金）17時までに1部提出すること。

## 7. 採択方法

採択にあたっては、厚生労働省に設置する本事業に関する選定委員会（以下、「選定委員会」という。）が採択団体を決定する。

審査に当たっては、原則として書面審査により行うこととするが、選定委員会が特に必要と認める場合にはヒアリング等による審査を行うこととする。

審査は平成30年6月上旬頃に予定しているが、ヒアリング等に要する旅費等については自己負担となる。

この他、応募内容について、必要に応じ国から応募者に対し問い合わせを行う場合がある。

審査終了後、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。

なお、採択決定後において、厚生労働省が指示する補助金に関する書類の提出期限を守らない場合は、採択の取消しを行うこともあるので十分留意すること。

## 8. 事業計画書の提出先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局がん・疾病対策課がん予防係

## 9. 本事業の照会先

本事業に関する照会先は以下のとおりとする。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省健康局がん・疾病対策課がん予防係

TEL : 03-5253-1111（内4604）

FAX : 03-3595-2193

E-mail : mhlw-cancer@mhlw.go.jp